

平成29年 第3回 臨時会

# 白鷹町議会会議録

平成29年5月1日 開会  
平成29年5月1日 閉会

白 鷹 町 議 会

白鷹町告示第37号

平成29年第3回白鷹町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年4月24日

白鷹町長 佐藤 誠七

記

1. 期 日 平成29年5月1日（月） 午前10時 開議
2. 場 所 白鷹町役場 議場
3. 付議事件
  - 1) 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
  - 2) 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
  - 3) 白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
  - 4) 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について
  - 5) 白鷹町固定資産評価員の選任について

平成29年第3回白鷹町議会臨時会 第1日

議事日程

平成29年5月1日(月) 午前10時開議

- |       |       |  |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 |       | 会議録署名議員の指名                               |
| 日程第 2 |       | 会期の決定                                    |
| 日程第 3 |       | 諸般の報告                                    |
| 日程第 4 | 選第 1号 | 常任委員の選任について                              |
| 日程第 5 | 選第 2号 | 議会運営委員の選任について                            |
| 日程第 6 | 選第 3号 | 議会広報特別委員の選任について                          |
| 日程第 7 | 議第33号 | 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について            |
| 日程第 8 | 議第34号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について       |
| 日程第 9 | 議第35号 | 白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第10 | 議第36号 | 平成28年度白鷹町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認について      |
| 日程第11 | 議第37号 | 白鷹町固定資産評価員の選任について                        |
| 日程第12 |       | 議員派遣の件                                   |

○出席議員(14名)

- |     |          |     |           |
|-----|----------|-----|-----------|
| 1番  | 遠藤 幸一 議員 | 2番  | 渡部 善美 議員  |
| 3番  | 笹原 俊一 議員 | 4番  | 佐々木 誠司 議員 |
| 5番  | 小口 尚司 議員 | 6番  | 小形 輝雄 議員  |
| 7番  | 田中 孝 議員  | 8番  | 山田 仁 議員   |
| 9番  | 奥山 勝吉 議員 | 10番 | 石川 重二 議員  |
| 11番 | 佐藤 京一 議員 | 12番 | 菅原 隆男 議員  |
| 13番 | 関 千鶴子 議員 | 14番 | 今野 正明 議員  |

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤誠七
副町	長	横澤浩
教育	長	沼澤政幸
総務課	長	松野芳郎
企画政策課	長	湯澤政利
企画主幹		永野徹
税務出納課	長	高橋浩之
町民課	長	中村裕之
健康福祉課	長	長岡聡
商工観光課	長	齋藤重雄
農林課長(併)農業委員会事務局長		菅間直浩
建設水道課	長	菅原良教
病院事務局	長	渡部町子
教育次	長	田宮修

---

○職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	樋口浩
係	長	橋本達也
書	記	佐藤圭子

## 開 会

<午前10時00分>

### 【開議の宣告】

○議長（遠藤幸一） おはようございます。ご参集まことにご苦労様です。

これより、平成29年第3回白鷹町議会臨時会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

### 【議事日程の報告】

○議長（遠藤幸一） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 【会議録署名議員の指名】

○議長（遠藤幸一） 早速議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

4番 佐々木 誠司君

5番 小口 尚司君

の両名を指名いたします。

### 【会期の決定】

○議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日開催の議会運営委員会に諮問したところ、5月1日本日1日が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### 【諸般の報告】

○議長（遠藤幸一） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。樋口議会事務局長。

○事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。

1. 予算特別委員会副委員長の辞任の件。

平成29年4月30日付で、奥山勝吉議員から一身上の都合により、予算特別委員会副委

員長の職を辞任したいとの願いが提出されました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長の辞任については、委員会条例第12条第1項の規定により、委員会の許可が必要となります。以上です。

### 【常任委員の選任】

○議長（遠藤幸一） 日程第4、選第1号 常任委員の選任についてを議題といたします。任期満了に伴う常任委員会の選任を行います。常任委員の選任については、白鷹町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名したいと存じます。

総務厚生常任委員に渡部善美君、佐々木誠司君、小口尚司君、小形輝雄君、佐藤京一君、菅原隆男君、関 千鶴子さん、以上7名。

産建文教常任委員に笹原俊一君、田中 孝君、山田 仁君、奥山勝吉君、石川重二君、今野正明君、そして私遠藤幸一、以上7名をそれぞれ指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、申し上げます。常任委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会において互選することになっております。これより休憩に入りますが、休憩中に各常任委員会の正副委員長互選のため、各常任委員会を招集いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

（休憩中、各常任委員会）

休 憩 <午前10時04分>

---

再 開 <午前10時30分>

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○議長（遠藤幸一） 次の日程に入る前に、各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務厚生常任委員長に関 千鶴子さん、副委員長に小口尚司君、産建文教常任委員長に田中 孝君、副委員長に山田 仁君、以上のとおりそれぞれ互選されました。

### 【議会運営委員の選任について】

○議長（遠藤幸一） 日程第5、選第2号 議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

議会運営委員に笹原俊一君、小形輝雄君、田中 孝君、佐藤京一君、関 千鶴子さん、今野正明君、以上6名を指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した6名を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

この際、申し上げます。これより休憩に入りますが、休憩中に議会運営委員会の正副委員長互選のため、議会運営委員会を招集いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 <午前10時31分>

(休憩中、議会運営委員会)

---

再 開 <午前10時41分>

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○議長（遠藤幸一） 次の日程に入る前に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を議長より報告いたします。

委員長に今野 正明君、副委員長に関 千鶴子さんが互選されました。

#### .....【議会広報特別委員の選任について】.....

○議長（遠藤幸一） 日程第6、選第3号、議会広報特別委員の選任についてを議題といたします。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

議会広報特別委員に渡部善美君、笹原俊一君、佐々木誠司君、奥山勝吉君、石川重二君、以上5名を指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

この際、申し上げます。これより休憩に入りますが、休憩中に議会広報特別委員会の

正副委員長互選のため、議会広報特別委員会を招集いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせします。

休 憩 <午前10時43分>

(休憩中、議会広報特別委員会、予算特別委員会)

---

再 開 <午前11時20分>

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

次の日程に入る前に、議会広報特別委員会において、正副委員長が互選されましたので、その結果を議長より報告いたします。

委員長に奥山勝吉君、副委員長に佐々木誠司君が互選され決定いたしました。

また、予算特別委員会において、副委員長の辞任が許可され、新たに互選されましたので、その結果を議長より報告いたします。

副委員長に関 千鶴子さんが互選され決定いたしました。

-----  
**【議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決】**  
-----

○議長（遠藤幸一） 日程第7、議第33号、「白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、被災市街地復興推進地域に定められた場合の固定資産税の課税の特例等について所要の整備を行うため、本条例を3月31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。なお、詳細につきましては税務出納課長より説明をいたさせますのでよろしく承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長 高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

専第4号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

議案書の一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、被災市街地復興推進地域に定められた場合の固定資産税の課税の特例の整備及び軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年延長する等の所要の整備を行うものです。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

白鷹町町税条例、第18条、所得割の課税標準、改、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するもの。

第25条の2、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、改、第18条の改正に伴う所要の規定の整備を行うもの。

第41条、法人の町民税の申告納付、改、第42条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続き、改については延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行うもの。

第51条、固定資産税の課税標準、改、震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するもの。

第54条、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出、改、居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定するもの。

第54条の2、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出、改、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を整備するもの。

第65条の2、被災住宅用地の申告、改、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する規定を整備するもの。

次のページをご覧ください。

附則第7条、読替規定、改、附則第7条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、改、地方税法の改正により引用条項を整理するもの。

附則第7条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、改、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するもの。

附則第13条、軽自動車税の種別割の税率の特例、改、軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年延長するもの。

附則第13条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例、改、軽自動車税について、納付すべき金額に不足が生じた原因が所有者以外の第三者にある場合、当該第三者が納付を申し出たときには、当該軽自動車の所有者とみなして軽自動車税に関する規定を適用するもの。

附則第13条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、改、特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するもの。

附則第14条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に

係る町民税の課税の特例、改、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの。

附則第17条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、改、特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するもの。

附則第17条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、改、条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するもの。

附則第26条、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例、改、地方税法の改正により引用条項を整理するもの。

附則第1条、施行期日、この条例は、平成29年4月1日から施行するもの。

第1号、消費税率変更の時期に合わせ、白鷹町町税条例の一部を改正する条例附則第6条の文言の整理の部分について、平成29年3月31日から施行するもの。

第2号、消費税率引上げ時期に合わせ、白鷹町町税条例の一部を改正する条例附則第6条の「軽自動車税の種別割」に関連する部分について、平成31年10月1日から施行するもの。

附則第2条、第1項、町民税に関する経過措置、新条例の規定中、町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の町民税について適用し、平成28年度分までの町民税については、なお従前の例によるものとするもの。

第2項、新条例第41条第3項及び第5項並びに第42条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第41条第3項又は第42条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用するもの。

附則第3条、第1項、固定資産税に関する経過措置、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとするもの。

第2項、新条例の規定中、地方税法第349条の3の4に関する部分は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失等した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するもの。

第3項、新条例の規定中、被災住宅用地に関する部分は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失等した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生したものについては、なお、従前の例によるものとするもの。

次のページをお開きください。

第4項、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得された改正前の地方税

法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとするもの。

附則第4条、第1項、軽自動車税に関する経過措置、新条例の規定中、軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるとするもの。

第2項、平成28年度分以前の軽自動車税について、納付すべき金額に不足が生じた原因が所有者以外の第三者にある場合、当該第三者が納付を申し出たときには、当該軽自動車の所有者とみなして軽自動車税に関する規定を適用するもの。

第3項、第2項の申し出をした第三者は、当該申し出を撤回することはできないものとするもの。

附則第5条、消費税率引上げ時期に合わせ、軽自動車税の「環境性能割」の創設に伴い、現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更する等の規定を再度設定するもの。

附則第6条、附則第13条の2の規定を平成31年9月30日までとするもの、及び消費税率引上げ時期の変更に伴う軽自動車税の改正規定の文言の整理を行うもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

なければ、直ちに採決いたします。議第33号について、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### -----【議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決】-----

○議長（遠藤幸一） 日程第8 議第34号、「白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る軽減措置の拡充を行うため、本条例を3月31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。なお、詳細につきましては

しては税務出納課長より説明いたさせますのでよろしく承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長 高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

専第5号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正により、低所得者に配慮して5割軽減、2割軽減措置の拡充が行われたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第9条、国民健康保険税の減額、改、軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26万5,000円から27万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を48万円から49万円に引き上げるもの。

附則第1項、施行期日、この条例は、平成29年4月1日から施行するもの。

附則第2項、適用区分、改正後の規定は、平成29年度以後の年度分について適用し、平成28年度分までについては、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

なければ、直ちに採決いたします。議第34号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### .....【議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決】.....

○議長（遠藤幸一） 日程第9、議第35号、「白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、本条例を3月31日付で専決処分したので承認を求めるものであります。なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますのでよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長 高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

専第3号 白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例。

白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品または、役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。）」を「農林水産物等販売業」に改める。

第4条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

なお、このたびの改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、地方税の課税免除に伴う減収補てん措置の対象事業から情報通信技術利用事業が対象外となり農林水産物等販売業が対象事業になったことから改正するものであります。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

なければ、直ちに採決いたします。議第35号について、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

-----**【議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決】**-----

○議長（遠藤幸一） 日程第10、議第36号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、3月31日付で行いました専決処分について承認を求めるものがあります。

主な内容といたしましては、新規就農総合支援事業等の農林関係を初めとする国・県補助事業及び起債事業等の実施結果を踏まえた事業費や財源の調整等を行ったものであります。

また、一般財源である地方交付税の実績が伸びたことなどから、今後見込まれる財政需要等に備え、減債基金及び公共施設整備基金への積み立てに対応したものであります。対応する財源といたしましては、国県支出金や町債などの調整を行ったほか、地方交付税等で対処したものであります。

その他、繰越明許費及び債務負担行為につきまして、実績等に基づく補正を行ったものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ4,450万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ86億5,371万3,000円となったものであります。なお、詳細につきましては総務課長より説明いたしますのでよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

専第2号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）。

平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,450万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億5,371万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。  
債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。  
地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表、地方債補正」による。  
予算説明書の3ページをお開きください。

2歳入。

款項目、補正額、計及び概要を申し上げます。

1款町税1項町民税1目個人、2,739万1,000円、4億5,924万1,000円、個人町民税について決算見込みに基づき追加補正をするものでございます。

2項1目固定資産税、1,618万9,000円、4億9,993万4,000円、土地、家屋、償却資産につきまして決算見込みに基づきそれぞれ追加補正をいたすものでございます。

9款1項1目地方交付税、6,146万6,000円、34億2,690万9千円、普通交付税及び特別交付税につきまして、交付決定を踏まえそれぞれ追加計上を行うものでございます。

12款使用料及び手数料1項使用料6目教育使用料、350万円の減額、1,093万3,000円、スキー場使用料につきまして実績による減額調整を行うものでございます。

13款国庫支出金2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、102万円、1,775万7千円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定に基づく追加計上でございます。

4目土木費国庫補助金、364万5,000円の減額、6,176万4,000円、社会資本整備総合交付金につきまして減額調整を行うものでございます。

5目教育費国庫補助金、51万9,000円の減額、1億428万4,000円、学校施設環境改善交付金の減額調整をいたすものでございます。

14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金、1,961万5,000円の減額、1億8,924万5,000円、機構集積支援事業外各事業の実績に基づく減額調整を行ったものでございます。

15款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入、411万1,000円の減額、1,000円、売払実績が無かったため減額調整を行うものでございます。

16款1項寄付金5目民生費寄付金、200万円、200万円、社会福祉費寄付金でございませぬ。

19款諸収入4項3目雑入、1,017万3,000円の減額、1億1,172万8,000円、スポーツ振興くじ助成金の交付決定に基づく調整でございませぬ。

20款1項町債1目総務債、830万円の減額、1億4,710万円、過疎対策事業債（地区コミュニティセンター事業、及びまちづくり複合施設整備事業）につきまして減額調整を行うものでございませぬ。

2目民生債570万円の減額、1億3,980万円、過疎対策事業債（しらたか元気っ子事業）及び一般事業債（地域総合整備資金貸付事業）につきまして減額調整をいたすものでございます。

3目衛生債100万円の減額、200万円、過疎対策事業債（ニコニコマタニティライフ応援事業）につきまして、減額調整をいたすものでございます。

5目商工債、300万円の減額、4,120万円、過疎対策事業債につきまして各事業ごとの実績状況を踏まえ追加及び減額の対応を行ったものでございます。

6目土木債、340万円の減額、6,550万円、過疎対策事業債（橋梁安全対策事業、すまいる住まい！若者定住サポート事業）、公共事業等債（橋梁安全対策事業）につきまして減額調整を行ったものでございます。

7目消防債、370万円の減額、5,290万円、緊急防災・減災事業債（消防施設等整備事業）等につきまして、減額調整を行ったものでございます。

8目教育債、350万円、3億3,830万円、過疎対策事業債（遠距離児童生徒通学支援事業、新入学児童ランドセル贈呈事業）並びに荒砥小学校大規模改修事業につきまして減額調整を行いましたとともにソフトボール場・野球場改修事業につきまして追加計上を行ったものでございます。

9目災害復旧債、40万円の減額、5,680万円、自然災害防止事業債及び災害復旧事業債につきまして、それぞれ実績に基づく減額調整を行ったものでございます。

続きまして、歳出です。

### 3. 歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、財源更正でございます。

3目財政管理費、5,000万円、5,187万1,000円、減債基金元金積立でございます。

5目財産管理費、5,000万円、4億600万1,000円、公共施設整備基金元金積立でございます。

7目情報処理費、財源更正でございます。

16目地区コミュニティセンター費、財源更正でございます。

17目まちづくり複合施設費、188万2,000円の減額、1億6,829万円、設計業務委託料等の減額調整を行ったものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、312万8,000円、2億7,580万5,000円、平成27年度の臨時福祉給付金事業費補助金返還等に対応したものでございます。また、福祉振興基金の元金積立を行ったものでございます。

2目心身障害者福祉費、財源更正でございます。

3目高齢者福祉費、300万円の減額、4億5,468万7,000円、介護老人保健施設建設融資事業の実績に基づく減額調整でございます。

4目福祉医療費、268万3,000円の減額、1億253万4,000円、しらかか元気っ子事業の実績に基づく減額調整でございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目保健活動費、財源更正でございます。

4目母子保健事業費、99万円の減額、1,591万3,000円、ニコニコマタニティライフ応援事業の実績に基づく減額調整でございます。

6目環境衛生費、20万円、1,136万7,000円、内容につきましては、斎場の備品整備を行ったものでございます。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、44万9,000円の減額、2,267万9,000円、機構集積支援事業の実績に基づく減額調整を行ったものでございます。

3目農業振興費、1,108万1,000円の減額、2,506万4,000円、事業費の確定に基づく減額調整でございます。

6目農業再生協議会費、854万4,000円の減額、2,197万7,000円、新規就農総合支援事業の事業費確定により減額調整を行ったものでございます。

9目環境保全型農業推進事業費、1万6,000円の減額、26万4,000円、事業費の確定により減額調整を行ったものでございます。

7款1項商工費2目商工振興費、202万8,000円の減額、1,924万3,000円、山形県若者定着奨学金返還支援事業出損金の実績に基づく減額調整でございます。

3目観光費、454万9,000円の減額、1億126万5,000円、いきいき深山郷交流広場整備事業及び置賜さくら回廊インバウンド受入環境整備事業委託料等につきまして実績に基づく減額調整でございます。

5目地域産業活性化対策費、274万5,000円の減額、3,650万1,000円、建築需要促進事業補助金外それぞれ事業実績に基づく減額調整でございます。

8目土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費、財源更正でございます。

4目橋梁維持費、財源更正でございます。

5項住宅費1目住宅管理費、560万円の減額、2,706万2,000円、すまいる住まい！若者定住サポート事業補助金の実績に基づく減額調整でございます。

9款1項消防費3目消防施設費、355万6,000円の減額、3,281万6,000円、防火水槽新設工事及び消火栓工事負担金につきまして実績に基づく減額調整でございます。

6目災害対策費、40万7,000円の減額、2,833万2,000円、県防災行政ネットワーク再整備負担金の額の確定に基づく減額調整でございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、81万7,000円の減額、9,816万1,000円、新入学児童ランドセル贈呈事業の実績に基づく減額調整でございます。

3目スクールバス運行管理等費、107万5,000円の減額、1億5,008万円、通学費補助金につきまして実績に基づく減額調整でございます。

2項小学校費 1目学校管理費、389万6,000円の減額、3億1,548万円、荒砥小学校大規模改修工事の実施に伴う関係経費の減額調整でございます。

4項社会教育費 1目社会教育総務費、財源更正でございます。

5項保健体育費 2目保健体育施設費、480万1,000円の減額、2億2,211万8,000円、ソフトボール場・野球場改修工事の事業費の確定に伴う関係経費の減額調整と共に旧就業センターの煙筒改修工事に対応いたすものでございます。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 1目農地災害復旧事業費、50万7,000円の減額、1,591万7,000円、災害復旧工事事業費の確定に伴う減額調整でございます。

2目林業災害復旧事業費、財源更正でございます。

2項公共土木施設災害復旧費 1目道路河川災害復旧事業費、19万9,000円の減額、5,604万3,000円、急傾斜地崩壊対策負担金等事業費の確定による減額調整をいたすものでございます。

続きまして、予算書4ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正。

追加でございます。款項、事業名、金額の順にご説明いたします。

10款教育費 4項社会教育費、荒砥駅前交流施設改修事業、710万円。

5項保健体育費、保健体育施設費、192万5,000円。

続いて変更でございます。

3款民生費 1項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業、限度額4,550万7,000円を155万円を減額し4,395万7,000円に変更するものでございます。

第3表、債務負担行為補正。廃止でございます。

白鷹町商工業近代化資金の債務保証、利子補給、保証料補給、以上3件につきまして、利用実績がございませんでしたので廃止をいたすものでございます。

白鷹町空き店舗対策事業利子補給につきまして、利用実績がございませんでしたので廃止をいたすものでございます。

次のページをお開きください。

第4表、地方債補正。変更でございます。いずれも限度額の変更を行うものでございます。起債の目的ごとにご説明申し上げます。

公共事業等につきまして10万円を減額し5,270万円に、災害復旧事業につきまして30万円を減額し2,380万円に、一般事業につきまして300万円減額し1億1,300万円に、自然災害防止事業につきまして10万円減額し1,440万円に、緊急防災・減災事業につきまして370万円減額し4,560万円に、過疎対策事業につきまして1,480万円減額し5億6,660万円にそれぞれ変更いたすものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

なければ、採決いたします。議第36号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### 【白鷹町固定資産評価員の選任について】

○議長（遠藤幸一） 日程第11、議第37号、白鷹町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

ここで、税務出納課長 高橋浩之君の退場を求めます。

〔高橋浩之課長の退場〕

○議長（遠藤幸一） 提案理由の説明を求めます。

町長 佐藤誠七君

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。白鷹町固定資産評価員に選任することにつきまして、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。そのために提案させていただくものであります。

提案させていただく者でございますが、住所、白鷹町大字浅立260番地。氏名、高橋浩之。生年月日、昭和41年10月24日でございます。

何卒ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

なければ、直ちに採決いたします。議第37号について、原案のとおり同意と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

全員起立。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

ここで税務出納課長 高橋浩之君の入場を許可いたします。

[高橋浩之課長の入場]

.....【議員派遣の件】.....

○議長（遠藤幸一） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長 樋口 浩君。

○議会事務局長（樋口 浩） 議員派遣の件、白鷹町議会会議規則第127条の規定により次のとおり議員を派遣する。

1、県町村議会議長会広報研修会。

(1) 目的、議会広報の向上発展に資する。

(2) 派遣場所、山形市。

(3) 期間、平成29年5月26日。

(4) 派遣議員、議会広報特別委員会委員5名。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 朗読が終わりました。お諮りいたします。本件については質疑討論を省略、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） ご異議がないので採決いたします。議員派遣の件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

.....【閉会の宣告】.....

○議長（遠藤幸一） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

これをもって、平成29年第3回白鷹町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会

<午後0時06分>